

売買契約書

株式会社〇〇（以下「甲」という。）及び株式会社〇〇（以下「乙」という。）は、甲と乙の間における第1条に定める本件商品の売買について、以下のとおり売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的となる商品）

本契約の目的となる商品（以下「本件商品」という。）は別紙記載のとおりとする。

第2条（売買代金）

本件商品の数量、単価及び売買代金総額は別紙記載のとおりとする。

第3条（納入条件）

甲は、乙に対し、別紙記載の納入日及び納入場所において、本件商品を納入する。なお、納入に要する費用は、甲の負担とする。

第4条（検査）

- 乙は、本件商品の納入後、速やかに、本件商品の検査を実施し、その結果を甲に通知しなければならない。本件商品の納入後〇日以内に乙から甲に通知がされなかった場合、検査に合格したものとみなす。
- 前項の検査が不合格であった場合は、甲は、乙の指定する期限までに、無償で、乙の選択に従い本件商品の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しをしなければならない。

コメントの追加 [YL1]: 納入後、買主から検査結果を通知されない恐れがあります。買主が検査結果を通知すべき期限を定めた方が貴社有利です。

第5条（引渡し）

本件商品の引渡しは、納入場所に本件商品が納入された時に完了する。

コメントの追加 [YL2]: 原案によると、納入後の検査に合格するまで、本件商品の引渡しがあったものとみなされません。本契約第7条では危険負担が定められていますが、その基準時は「引渡し」です。引渡しを早い時点とした方が貴社有利です。

第6条（所有権の移転）

本件商品の所有権は、売買代金の完済をもって甲から乙に移転する。

削除: 前条の検査に合格した

第7条（危険負担）

本件商品について生じた滅失、毀損その他の危険は、引渡し前に生じたものは乙の責めに帰すべき事由がある場合を除き甲の、引渡し後に生じたものは甲の責めに帰すべき事由がある場合を除き乙の負

コメントの追加 [YL3]: 売買代金を受領する前に、本件商品の所有権が買主に移転する恐れがあります。

削除: 引渡し

担とする。

第8条（代金支払）

乙は、別紙記載の弁済期までに、本件商品の代金及び消費税相当額を甲が指定する金融機関口座宛に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第9条（相殺）

乙は、甲に対して金銭債権を有する場合、当該債権と本契約に基づき甲に対して負担する債務とを、その弁済期の到来の有無及び先後にかかわらず、対当額にて相殺することができる。

コメントの追加 [YL4]: 貴社にとっては、本条の相殺により、実際にキャッシュを得る機会を失う可能性があります。削除した方が貴社有利です。

第10条（契約不適合責任）

1. 本件商品に種類、品質又は数量その他本契約内容との不適合（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙は、甲に対し、無償で、当該本件商品の修補、代替品の納入若しくは不足分の納入等の方法による履行の追完を請求することができる。但し、甲は、乙に不相当な負担を課するものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
2. 本条の定めは、本契約の他の規定に基づく損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。
3. 契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、第1項の履行の追完並びに前項の損害賠償の請求及び解除権の行使をすることができない。
4. 甲が契約不適合のある本件商品を乙に引き渡した場合において、乙が本件商品を引渡し時から1年以内にその旨を甲に通知しないときは、乙は、当該契約不適合を理由として、第1項に規定する請求をすることができない。但し、甲が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

削除: 乙の選択に従い、

削除:、代金の減額その他の必要な措置

コメントの追加 [YL6]: 民法 562 条 1 項但書と同様です。履行の追完の方法を貴社が選択できる方が貴社有利です。

コメントの追加 [YL7]: 買主の責めに帰すべき事由により契約不適合が発生した場合は、売主は契約不適合責任を負わないとした方が貴社有利です。履行の追完については、同様の規定が民法 562 条 2 項にあります。解除については、同様の規定が民法 543 条にあります。

第11条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約に関して知り得た相手方の営業上又は技術上の秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示又は漏洩してはならない。
2. 次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に該当しないものとする。
 - (1) 公知の情報又は開示を受けた当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
 - (2) 相手方から開示された時点で既に保有していた情報
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (4) 相手方から開示された秘密情報によらずに独自に開発した情報
 - (5) 法令、裁判所、行政機関の命令により開示が義務付けられた情報
3. 第1項の規定は、甲又は乙が、自己の役員、従業員、本契約の履行のために必要な業務委託先又は弁護士、公認会計士、税理士その他法令上秘密保持義務を負う専門家に対して秘密情報を開示する場合には適用しないものとする。

コメントの追加 [YL8]: 契約不適合を負う期間の起算点を、「買主が契約不適合を知った時」とすると、責任を負う期間が長期化する可能性があります。本件商品引き渡時（＝本契約5条修正後により「納入時」）を起算点とした方が貴社有利です。

削除: 当該契約不適合を知った

4. 甲及び乙は、前項により秘密情報を開示する場合には、当該開示先に対して本条に定める義務と同等の義務を課すものとする。

第12条（損害賠償）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約に違反したことにより損害を被った場合、当該相手方に対し、**直接の結果として現実に被った通常の**損害の賠償を請求できる。

前項に基づく甲による損害賠償の累計総額は、債務不履行、契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約に定める売買代金相当額を限度とする。

第13条（解除）

1. 甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正されないときは、本契約を解除することができる。
2. 甲又は乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何らの催告なく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は相手方がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。但し、一部履行不能の場合は当該一部に限り、解除することができるものとする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときは本契約の全部を解除することができるものとする。
 - (3) 相手方がその債務の履行をせず、催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき
 - (4) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
 - (5) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - (6) 第三者により差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは担保権の実行としての競売又は公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
 - (7) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算開始の申立てがあったとき又は債務整理の通知がされたとき
 - (8) 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止若しくは変更又は解散の決議をしたとき
 - (9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき
3. 前2項に基づき本契約を解除した当事者は、解除によって損害が生じた場合、相手方に対して当該損害の賠償を請求することができる。
4. 第1項又は第2項に基づき本契約を解除された当事者は、これにより損害を被った場合であっても、相手方に対して当該損害の賠償を請求することはできない。

書式変更: 左 0 字, 段落番号 + レベル : 1 + 番号のスタイル : 1, 2, 3, ... + 開始 : 1 + 配置 : 左 + 整列 : 0 mm + インデント : 6.3 mm

コメントの追加 [YL9]: 一般的に、売主の方が損害賠償請求されるリスクが高いことから、賠償すべき損害の範囲を限定した方が、貴社有利です。
「直接の結果として」…間接損害を除く趣旨、「現実的に」…逸失利益を除く趣旨、「通常の」…特別損害を除く趣旨です。さらに詳細な解説が必要な場合は弁護士にお問い合わせください。

削除: 当該

コメントの追加 [YL10]: 前項の修正による限定に加え、損害賠償の累計総額にも限度を設けると、さらに貴社有利です。

削除: <#>

5. 第1項又は第2項各号のいずれかに該当した場合、当該当事者は、相手方に対して負担する一切の債務について、当然に期限の利益を失い、当該債務を直ちに一括して弁済しなければならない。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、相手方が前項に違反した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除し、かつ、これにより被った損害の賠償を相手方に対して請求することができる。
3. 前項により本契約を解除された当事者は、これにより損害を被った場合であっても、相手方に対して当該損害の賠償を請求することはできない。

第15条（本契約上の地位等の譲渡禁止）

甲は、乙の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

第16条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争が生じた場合、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第17条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議の上解決するものとする。

本契約締結を証するため本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名又は署名・押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲

住所
会社名
代表者名

乙

住所
会社名
代表者名

Yoshida law office

別紙

本件商品（第1条）	品名：
売買代金（第2条）	数量： 単価： 円（消費税別） 売買代金総額： 円（消費税別）
納入条件（第3条）	納入日： 年 月 日 納入場所：
売買代金の弁済期（第8条）	年 月 日

Yoshida law office